

大磯町監査公表第 21 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 19 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 清田 文雄

監査結果報告書

1. 監査の種類

随時監査（工事監査）

2. 監査の対象部課等

（1）対象工事

地域会館整備事業（仮称）茶屋町会館建設工事

（2）対象部課

町民福祉部町民課

3. 監査の範囲及び事務

対象工事に係る令和元年度に係る財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間

令和元年12月19日から令和2年2月5日まで

5. 監査の方法及び監査項目

平成31年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかはもとより、計画・基本設計、契約、実施設計、積算、工事監理、施工管理・検査等、事務的及び技術的な観点にも着目し、監査を実施した。

監査は、監査対象課である町民課より対象工事について関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員及び請負事業者、工事監理事業者からの説明、現地調査により実施した。なお、実施にあたっては、技術調査業務を委託し工事技術に関する専門的知識を有する技術士による調査を実施し、監査委員はその調査に立会い、確認するとともに総合的に判断する方法とした。

6. 工事の概要

工事名 地域会館整備事業（仮称）茶屋町会館建設工事

工事場所 神奈川県中郡大磯町大磯1265番地ほか

工期 令和元年6月21日から令和2年2月28日まで

契約金額 35,343,000円（税込）

請負業者 有限会社小林建設

工事概要 地域の活動拠点となる地域会館を整備するため（仮称）茶屋町会館の建設を行う。

木造+RC造、地上1階地下1階建て

床面積：1階 68.07 m²、地下1階 28.37 m²

7. 監査の結果

関係書類の審査及び技術士による工事技術調査報告書を踏まえ協議した結果、本工事は概ね適正に執行されているものと認められた。